

第5章 日常生活圏域の状況

第1節 日常生活圏域の設定

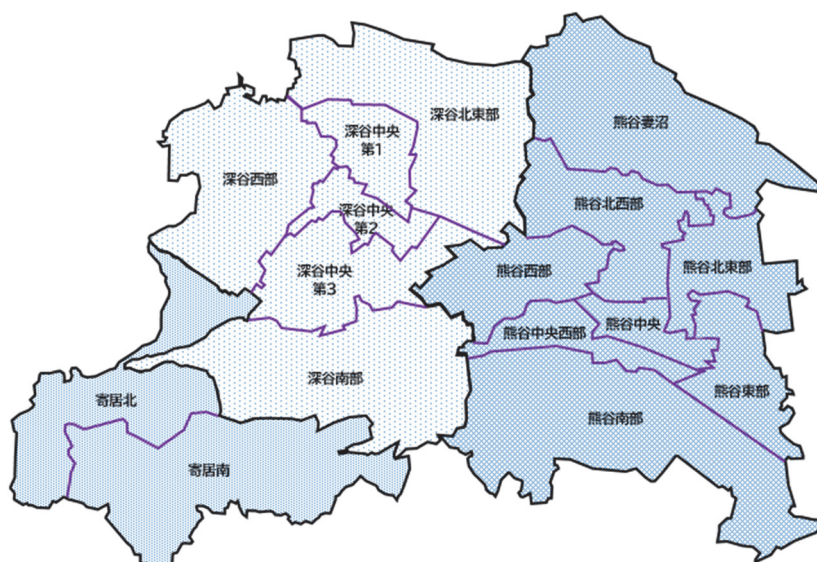
1 日常生活圏域の設定

組合の地域性や諸条件に基づき、本計画期間は引き続き16の日常生活圏域に区分します。(深谷市圏域で一部見直しがあります。)

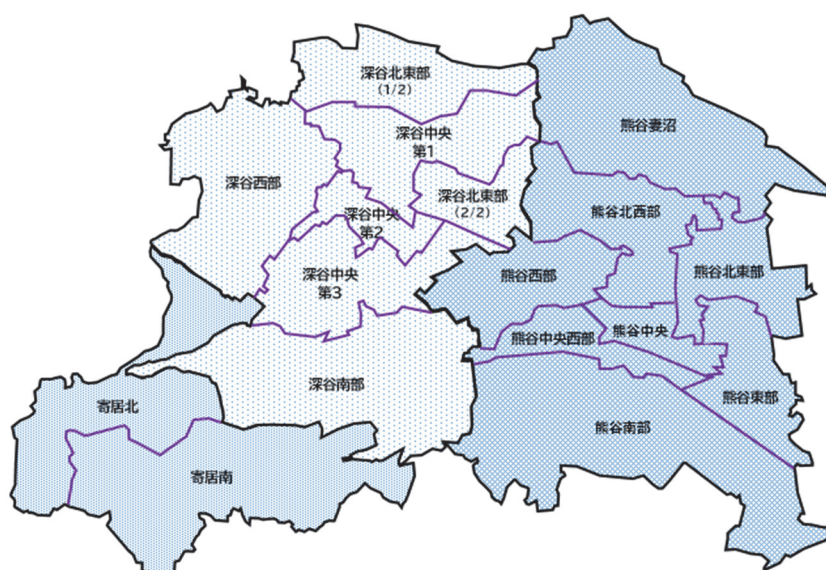
本計画では、日常生活圏域毎に高齢者、世帯、認定者の状況、サービスの利用及び施設の整備状況を整理した上で、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制の確保について方向性を定めています。

■日常生活圏域 区域図

令和7年3月31日までの区域



令和7年4月1日からの区域



■日常生活圏域の設定

圏域名	住所区分
熊谷妻沼	妻沼、妻沼中央、妻沼東 1 丁目～5 丁目、弥藤吾、男沼、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼台、妻沼西 1 丁目～2 丁目、飯塚、市ノ坪、上江袋、道ヶ谷戸、永井太田、原井、八木田、江波、上須戸、上根、善ヶ島、田島、西城、西野、八ツ口、大野、葛和田、俵瀬、日向、弁財
熊谷北西部	柿沼、代、新島、原島、上奈良、四方寺、下奈良、中奈良、奈良新田、下増田、西別府、東別府、別府 1 丁目～5 丁目
熊谷西部	久保島、高柳、新堀、玉井、玉井 1 丁目～5 丁目、玉井南 1 丁目～3 丁目、拾六間、新堀新田、御稜威ヶ原、三ヶ尻、美土里町 1 丁目～3 丁目、籠原南 1 丁目～3 丁目
熊谷北東部	箱田、箱田 1 丁目～7 丁目、肥塚、肥塚 1 丁目～4 丁目、上川上、上之の一部、中西 1 丁目～2 丁目、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、今井、大塚、小曾根、上中条、池上、下川上、中央 1 丁目～5 丁目
熊谷中央西部	赤城町 1 丁目～3 丁目、月見町 1 丁目～2 丁目、伊勢町、榎町、見晴町、宮本町、曙町 1 丁目～5 丁目、河原町 1 丁目～2 丁目、桜木町 1 丁目～2 丁目、万平町 1 丁目～2 丁目、宮前町 1 丁目～2 丁目、大麻生、川原明戸、小島、広瀬、武体、瀬南
熊谷中央	仲町、本町 1 丁目～2 丁目、鎌倉町、星川 1 丁目～2 丁目、弥生 1 丁目～2 丁目、宮町 1 丁目～2 丁目、末広 1 丁目～3 丁目、末広 4 丁目の一部、筑波 1 丁目～3 丁目、銀座 1 丁目～7 丁目、本石 1 丁目～2 丁目、石原、石原 1 丁目～3 丁目、平戸の一部、円光 1 丁目～2 丁目、大原 1 丁目～4 丁目、桜町 1 丁目～2 丁目
熊谷東部	末広 4 丁目の一部、上之の一部、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、佐谷田、戸出、問屋町 1 丁目～4 丁目、平戸の一部、太井、久下、久下 1 丁目～4 丁目
熊谷南部	平塚新田、万吉、村岡、楊井、上恩田、吉所敷、屈戸、小泉、下恩田、高本、津田新田、手島、中恩田、中曾根、沼黒、相上、青山、小八林、玉作、津田、船木台 1 丁目～5 丁目、箕輪、向谷、押切、上新田、成沢、樋春、御正新田、三本、江南中央 1 丁目～3 丁目、板井、小江川、塩、柴、須賀広、千代、野原
深谷西部	岡、普濟寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽、岡 1 丁目～2 丁目
深谷中央第 1	深谷、深谷町、仲町、本住町、稲荷町 1 丁目～3 丁目、稲荷町北、田所町、天神町、西島、西島町 1 丁目～3 丁目、西島 4 丁目～5 丁目、緑ヶ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町、上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.4.1 から)
深谷北東部	東方の一部、原郷、常盤町、国濟寺、東方町 1 丁目～5 丁目、国濟寺町、本田ヶ谷、幡羅町 1 丁目、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚、中瀬、新戒、高島、成塚、明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋 (R7.3.31 まで)
深谷中央 2	萱場、見晴町、宿根、上野台の一部、桜ヶ丘、秋元町、上柴町西 1 丁目～7 丁目
深谷中央 3	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東 1 丁目～7 丁目、東方の一部
深谷南部	本田、畠山、上原、田中、長在家、菅沼、武川、瀬山、川本明戸、白草台、武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台、花園
寄居北	寄居、藤田、末野、金尾、風布、桜沢、用土
寄居南	折原、立原、秋山、三品、西ノ入、鉢形、露梨子、三ヶ山、保田原、小園、富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里

*「深谷北東部圏域」の「明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋」は、令和 7 年 4 月 1 日から「深谷中央第 1 圏域」に変更となります。